

固定IPインターネット接続サービス契約約款
北電情報システムサービス株式会社

第1章 総 則

第1条(約款の適用)

北電情報システムサービス株式会社(以下「当社」といいます)は、この固定IPインターネット接続サービス契約約款(以下「本約款」といいます)に従い、固定IPインターネット接続サービスを提供します。本約款において、西日本電信電話株式会社は「NTT西日本」としております。

2. 契約者は、本約款の他、「FITWeb インターネットサービス契約約款」を遵守しなければならないものとします。本約款の内容が「FITWeb インターネットサービス契約約款」と異なっている場合は、本約款を優先するものとします。

第2条(約款の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 本約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

第3条(用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
固定IPインターネット 接続サービス	当社が当社の通信設備および電子計算機等ならびに電気通信事業者の電気通信回線を使用して、契約者が自ら契約し使用するNTT西日本提供のフレッツシリーズを通じて、固定複数のインターネットプロトコルアドレスを配布しインターネット接続サービスを提供するもの。
フレッツ光	NTT西日本が提供する、光ファイバーを使用して行うデータ通信専用の常時接続サービスの商品名称。
フレッツISDN	NTT西日本が提供する、ISDN回線を使用して行うデータ通信専用の常時接続サービスの商品名称。
フレッツADSL	NTT西日本が提供する、ADSL回線を使用して行うデータ通信専用の常時接続サービスの商品名称。
利用契約	固定IPインターネット接続サービスの提供を受けるための契約。
契約者	当社と利用契約を締結している者。
顧客設備等	契約者が固定IPインターネット接続サービスの提供を受けるため、電気通信回線を經由して接続した契約者が管理するルータ、端末設備、電子計算機およびその他の機器。
サービス用設備	固定IPインターネット接続サービスを提供するために当社に設置した、当社の通信設備および電子計算機等。(電子計算機の本体、入出力装置、その他の機器およびソフトウェアをいいます)
サービス用通信回線	固定IPインターネット接続サービスを提供するため、サービス用設備と他のインターネット事業者との間およびサービス用設備相互を接続する電気通信事業者の電気通信回線。
アクセス回線	顧客設備等をサービス用設備に接続するために、NTT西日本が契約者に貸与する、フレッツISDN回線、フレッツADSL回線又はフレッツ光(ファミリータイプ・マンションタイプ)回線。
ネットワーク接続装置	フレッツISDN、フレッツADSL又はフレッツ光(ファミリータイプ・ファミリー100・マンションタイプ)を利用するためにアクセス回線と顧客設備等を接続する装置。(ADSLモデム又はONU(回線終端装置))
ユーザID	固定IPインターネット接続サービスを利用する契約者に当社が付与する情報。(契約者番号、電子メールアドレス等)

第4条(サービスの提供区域および対応回線)

当社が提供する固定IPインターネット接続サービスのサービス提供区域は、NTT西日本が提供するフレッツシリーズが利用出来る北陸3県(富山県、石川県、福井県)とします。

第2章 固定IPインターネット接続サービスの内容

第5条(サービスの種類および内容)

固定IPインターネット接続サービスの種類とフレッツシリーズ対応回線と内容は、別表1に規定するとおりとします。

第3章 利用契約の締結等

第6条(最低利用期間)

固定IPインターネット接続サービスの利用に関する契約の最低利用期間は、1年とし、起算日は、課金開始日とします。

第7条(利用申込)

固定IPインターネット接続サービスの利用契約の申込は、サービスの内容を特定するために必要な事項を記入した当社所定の申込書を当社に提出していただくことにより行います。

第8条(利用契約の成立)

利用契約は、前条の申込に対し当社が当社所定の利用開始通知を発行することにより承諾し成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行うことがあります。

- (1) 申込書に虚偽の事実の記載があったとき。
 - (2) 申込者が固定IPインターネット接続サービス料金(以下「サービス料金」といいます。)の支払いを怠るおそれがあるとき。
 - (3) 申込者が第20条(利用の停止)に該当するとき。
 - (4) 当社の業務の遂行上または技術上に著しく困難があるとき。
 - (5) 申込者が固定IPインターネット接続サービスを利用するために必要な、NTT西日本のフレッツシリーズ対応回線を利用できないとき。
 - (6) 申込者が当社または固定IPインターネット接続サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき。
 - (7) その他(1)から(6)までに類する事項があるとき。
2. 前項の規定により、固定IPインターネット接続サービスの利用を承諾しかねる場合は、当社は、申込者に対し、当社所定の方法でその旨を通知します。当社は固定IPインターネット接続サービスの種類により、ユーザIDを設定した場合は、第1項の承諾のときにこれを契約者に通知します。

第9条(ユーザIDおよびパスワードの管理責任)

契約者は、当社が付与したユーザIDまたはパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質入などすることはできません。契約者は、本約款に基づき付与されたユーザIDおよびパスワードの管理責任を持つものとし、当社に損害を与えることはないものとします。

2. 契約者は、ユーザIDまたはパスワードが窃用され、または窃用される可能性のあることが判明した場合は、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。

第10条(利用契約に基づく権利譲渡の禁止)

契約者は、第11条(契約者の地位の承継等)に規定する場合を除き、利用契約に基づいて固定IPインターネット接続サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第11条(契約者の地位の承継等)

契約者である法人の合併により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに承継があった事実を証明する書類を添えて、その旨を申し出るものとします。

2. 第8条(利用契約の成立)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「申込者」とあるのは「当該地位を承継した法人」と、「申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

第12条(契約者の名称等の変更)

契約者は、その名称若しくは住所若しくは当社に届け出た貯金口座自動引き落としのための貯金口座の指定に関する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに、当社所定の方法で、その旨を届け出ていただきます。

2. 契約者は、前項に定める場合を除き、利用契約の申込書に記載の事項を変更しようとするとき(顧客設備等の追加、変更、削除等を行うことを含みます)は、当社に対し、当社所定の方法で、変更事項、変更予定日等を、変更事項に応じ別途定める期日までに届け出ていただきます。

第13条(契約者の義務)

契約者が固定IPインターネット接続サービスを經由して国内外の他のネットワークと通信を行う場合、契約者は經由するすべてのネットワークの規則に従うものとします。

第14条(第三者の権利侵害の禁止)

契約者は、固定IPインターネット接続サービスを通じて、文章、写真、ソフトウェアなどを公開する場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないものとします。

第4章 回線

第15条(サービス用通信回線)

当社は、電気通信事業者の提供する通信回線および契約者がNTT西日本と自ら契約し利用するフレッツシリーズ対応回線を通じて、固定IPインターネット接続サービスを提供します。

第5章 顧客設備等

第16条(顧客設備等の設置)

契約者は当社から固定IPインターネット接続サービスの提供を受けるにあたっては、自らの費用で、フレッツシリーズ対応回線の利用契約および顧客設備等を設置していただきます。

2. 契約者が使用する顧客設備等は、当社が提示する技術的事項に適合する機器とします。ただし、固定IPインターネット接続サービスの種類により個別に当該技術的事項を提示することがあります。
3. 固定IPインターネット接続サービスにおける技術的事項は別途定めます。

第17条(フレッツシリーズの利用)

固定IPインターネット接続サービスの利用には、契約者がフレッツシリーズ対応回線を既に利用中もしくは新たに利用開始することが必要条件となります。

2. フレッツシリーズ対応回線の導入および利用上で必要となるNTT西日本との一切のやりとりは、契約者の費用と責任において実施していただきます。
3. ネットワーク接続装置は、契約者が自ら調達するかNTT西日本から借用し用意していただきます。
4. ネットワーク接続装置と顧客設備等との接続については、フレッツシリーズ対応回線の技術的事項がそのまま適用されます。

第18条(契約者の維持責任)

契約者は固定IPインターネット接続サービスの遂行に支障を与えないために、顧客設備等を正常に稼働するよう維持していただきます。

2. 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、顧客設備等に他の機械、付加物品等を取りつけないものとします。

第6章 利用の中止および停止ならびにサービスの廃止

第19条(利用の中止)

当社は、次の場合には、固定IPインターネット接続サービスの提供を中止することがあります。

- (1) サービス用設備の保守上または工事上やむを得ないとき、および障害などやむを得ない事由があるとき。
 - (2) 電気通信事業者の都合によりサービス用通信回線の使用が不能なとき。
 - (3) 当社が接続する他のインターネット事業者の都合によりサービスの提供が不能なとき。
 - (4) NTT西日本における保守、障害によりフレッツシリーズ対応回線の利用が不能なとき。
 - (5) その他(1)から(4)までに類する事項。
2. 当社は、前項の規定により固定IPインターネット接続サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者にお知らせします。ただし、(4)の場合および緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第20条(利用の停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、固定IPインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- (1) サービス料金等、契約者が本約款に基づき、当社に支払うべき料金などをその支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第9条(ユーザIDおよびパスワードの管理責任)、第14条(第三者の権利侵害の禁止)、第16条(顧客設備等の設置)第2項の規定に違反したとき。
 - (3) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において固定IPインターネット接続サービスを使用したとき。
 - (4) 第三者にインターネット接続を提供する態様において固定IPインターネット接続サービスを使用したとき。
 - (5) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において固定IPインターネット接続サービスを使用したとき。
 - (6) その他(1)から(5)までに類する事項のとき。
2. 当社は、前項の規定により、固定IPインターネット接続サービスの利用を停止するときは、契約者に対し、あらかじめその理由および期間を通知します。
3. 第1項の規定により固定IPインターネット接続サービスの提供が停止された期間のサービス料金は、当該固定IPインターネット接続サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第21条(サービスの廃止)

当社は、都合により固定IPインターネット接続サービスの特定の種類のサービスを廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の3ヵ月前までに、書面によりその旨を通知します。

第7章 利用契約の解除

第22条(契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、当社に対し、当社所定の解約申込書で通知をすることにより、固定IPインターネット接続サービス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当社が当月25日までに解約申込書を受理した場合、当月末日に生じるものとします。ただし、第6条(最低利用期間)の最低利用期間内で利用契約を解除する場合は、第27条(最低利用期間内に解除した場合の料金)の料金を適用します。

第23条(当社が行う利用契約の解除)

当社は、第20条(利用の停止)の規定により固定IPインターネット接続サービスの利用を停止された場合において、契約者が当該停止の日から2か月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないときは、その利用契約を解除することがあります。

2. 当社は、契約者において手形の不渡りまたは破産申し立て等の理由により債務の履行が困難になったときは、第20条(利用の停止)および前項の規定にかかわらず通知・催告せず直ちに利用契約を解除することがあります。

3. 当社は、第1項および第2項の規定により、利用契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

第8章 料金等

第24条(料金の適用)

サービス料金は、別表2料金表に規定するとおりとします。

第25条(料金の計算方法)

サービス料金には、固定IPインターネット接続サービスの利用に関し、利用申込を承諾した後にフレッツ光回線などの設置に係る初期費用、サービスを利用するための月額料金および契約事項の変更があった場合に発生する手数料があります。このうち、初期費用は、利用契約成立の際に一時的に発生する費用です。

2. サービス料金のうち月額料金については、次のとおりです。

- (1) 月額料金は、契約者が使用する固定IPインターネット接続サービスの種類に応じて定まる基本サービスの接続料と FITWeb 接続サービス利用においてオプションサービスを利用した場合の利用料を合計した料金です。
- (2) 月額料金は、課金開始日(当社が発送する利用開始通知に記載した利用開始日の翌月初日をいいます。)から当該サービスを提供した最後の日までの期間(当該開始の日と当該最後の日が同一の日である場合は、1日)について発生します。
- (3) 当社の責めに帰すべき事由により固定IPインターネット接続サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に月額料金の30分の1を乗じて算出した額を、契約者が当社に支払うべきこととなる固定IPインターネット接続サービスの料金から減額します。

第26条(サービスの種類を変更した場合の料金)

サービスの種類を変更(以下「契約変更」といいます)した場合、契約変更後のサービスが新たに発生したものととして、変更後のサービスに対して手数料を請求いたします。

第27条(最低利用期間内に解除した場合の料金)

固定IPインターネット接続サービスを第6条(最低利用期間)の最低利用期間内に解除した場合のサービス料金の額は、課金開始月から当該最低利用期間の末日までのサービス料金の額とします。

第28条(料金の支払方法および支払期日)

契約者は、サービス料金等を当社が指定する方法により支払うものとします。

2. 契約者は、サービス料金等を当社が指定する期日(以下「支払期日」といいます)までに支払うものとします。

3. 契約者は、サービス料金等を支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

第29条(割増金)

サービス料金等の支払を不法に免れた契約者は、当社に対し、その免れた金額の2倍に相当する金額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第30条(遅延損害金)

契約者は、サービス料金その他の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を、当社が指定する期日

までに支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2. 遅延損害金の額の計算は、次のとおりとします。

(1) 未払の期間が30日以内のとき――→未払債務の100分の2の額

(2) 未払の期間が30日を超えるとき――→未払債務の100分の2の額に31日目から30日までごとに1000分の15の額を加えた額

第31条(消費税)

契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第9章 契約者情報の保護

第32条(契約者情報の保護)

当社は、固定IPインターネット接続サービスの提供に関連して知り得た契約者の情報を、契約者の承認を得た場合、法令に基づき利用、又は提供しなければならない場合を除き、第三者に漏洩しないものとします。

2. フレッツリズ対応回線の設置に係り第1種電気通信事業者に対して、設置工事に必要な情報を提供することを契約者は、あらかじめ承認するものとします。

3. 当社がこのサービス料金等の収納を委託する者に対して、収納に必要な情報を提供することを契約者は、あらかじめ承認するものとします。

第10章 損害賠償

第33条(損害賠償の限度)

電気通信事業者の提供する電気通信役務、または、国外の電気通信事業者の責に帰すべき事由を原因として、固定IPインターネット接続サービスの利用不能状態が生じたことにより契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、当社が当該電気通信事業者等から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」といいます)を限度として、損害の賠償をします。

2. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第34条(免責)

当社は、前条(損害賠償の限度)の場合を除き、契約者が固定IPインターネット接続サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず、賠償の責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失に基づく場合はこの限りではありません。

第35条(情報の管理)

契約者は、固定IPインターネット接続サービスを利用して受信し、又は送信する情報については、固定IPインターネット接続サービスの設備又は装置の故障によるその消失を防止するための措置を採っていただきます。

第36条(責任の分界点)

当社が設置した、NTT西日本のフレッツリズ対応回線用の接続拠点(北陸3県の県庁所在地にあるNTT中心局)までの相互接続回線の回線終端装置と、NTT西日本所有の接続装置との接続点を責任分界点とします。

第11章 雑則

第37条(協議)

本約款及び「FITWeb インターネットサービス契約約款」に記載のない実施上必要な細目については、契約者と当社との協議によって定められます。

付則

本約款は2019年10月1日より実施します。

【別表1】

1. 固定IPインターネット接続サービスの種類

種類	フレッツシリーズ対応回線	内容
フレッツ光ネクスト-F-IP1 (法人)	フレッツ光ネクスト・ファミリー (ハイスピードを含む)	フレッツ光ネクスト回線を通じて、固定1個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。
フレッツ光ネクスト-F-IP8 (法人)	フレッツ光ネクスト・ファミリー (ハイスピードを含む)	フレッツ光ネクスト回線を通じて、固定8個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは6個)
フレッツ光ネクスト-F-IP16 (法人)	フレッツ光ネクスト・ファミリー (ハイスピードを含む)	フレッツ光ネクスト回線を通じて、固定16個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは14個)
フレッツ光ネクスト-F-IP32 (法人)	フレッツ光ネクスト・ファミリー (ハイスピードを含む)	フレッツ光ネクスト回線を通じて、固定32個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは30個)
フレッツ光ネクスト-M-IP1 (法人)	フレッツ光ネクスト・マンション (ハイスピードを含む)	フレッツ光ネクスト回線を通じて、固定1個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。
フレッツ光ネクスト-M-IP8 (法人)	フレッツ光ネクスト・マンション (ハイスピードを含む)	フレッツ光ネクスト回線を通じて、固定8個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは6個)
フレッツ光ネクスト-M-IP16 (法人)	フレッツ光ネクスト・マンション (ハイスピードを含む)	フレッツ光ネクスト回線を通じて、固定16個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは14個)
フレッツ光ネクスト-M-IP32 (法人)	フレッツ光ネクスト・マンション (ハイスピードを含む)	フレッツ光ネクスト回線を通じて、固定32個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは30個)
フレッツ光ネクスト集-F-IP1 (法人)	フレッツ光ネクストファミリー・スーパーハイスピードタイプ集	フレッツ光ネクストスーパーハイスピードタイプ集回線を通じて、固定1個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。
フレッツ光ネクスト集-F-IP8 (法人)	フレッツ光ネクストファミリー・スーパーハイスピードタイプ集	フレッツ光ネクストスーパーハイスピードタイプ集回線を通じて、固定8個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは6個)
フレッツ光ネクスト集-F-IP16 (法人)	フレッツ光ネクストファミリー・スーパーハイスピードタイプ集	フレッツ光ネクストスーパーハイスピードタイプ集回線を通じて、固定16個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは14個)
フレッツ光ネクスト集-F-IP32 (法人)	フレッツ光ネクストファミリー・スーパーハイスピードタイプ集	フレッツ光ネクストスーパーハイスピードタイプ集回線を通じて、固定32個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは30個)
フレッツ光ネクスト集-M-IP1 (法人)	フレッツ光ネクストマンション・スーパーハイスピードタイプ集	フレッツ光ネクストスーパーハイスピードタイプ集回線を通じて、固定1個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。

フレッツ光ネクスト集-M-IP8 (法人)	フレッツ光ネクストマンション・スーパーハイスピードタイプ集	フレッツ光ネクストスーパーハイスピードタイプ集回線を通じて、固定8個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは6個)
フレッツ光ネクスト集-M-IP16 (法人)	フレッツ光ネクストマンション・スーパーハイスピードタイプ集	フレッツ光ネクストスーパーハイスピードタイプ集回線を通じて、固定16個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは14個)
フレッツ光ネクスト集-M-IP32 (法人)	フレッツ光ネクストマンション・スーパーハイスピードタイプ集	フレッツ光ネクストスーパーハイスピードタイプ集回線を通じて、固定32個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは30個)
フレッツ光ライト-F-IP1 (法人)	フレッツ光ライト・ファミリー	フレッツ光ライト回線を通じて、固定1個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。
フレッツ光ライト-M-IP1 (法人)	フレッツ光ライト・マンション	フレッツ光ライト回線を通じて、固定1個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。
フレッツ ISDN-IP1 (法人)	フレッツ ISDN	フレッツISDN回線を通じて、固定1個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。
フレッツ ISDN-IP8 (法人)	フレッツ ISDN	フレッツISDN回線を通じて、固定8個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは6個)
フレッツ ISDN-IP16 (法人)	フレッツ ISDN	フレッツISDN回線を通じて、固定16個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは14個)
フレッツ ADSL-IP1 (法人)	フレッツ・ADSL モアスペシャル フレッツ・ADSL モア 40 フレッツ・ADSL モア24 フレッツ・ADSL モア フレッツ ADSL 1.5Mプラン フレッツ ADSL 8Mプラン	フレッツシリーズ対応回線を通じて、固定1個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。
フレッツ ADSL-IP8 (法人)	フレッツ・ADSL モアスペシャル フレッツ・ADSL モア 40 フレッツ・ADSL モア24 フレッツ・ADSL モア フレッツ ADSL 1.5Mプラン フレッツ ADSL 8Mプラン	フレッツシリーズ対応回線を通じて、固定8個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは6個)
フレッツ ADSL-IP16 (法人)	フレッツ・ADSL モアスペシャル フレッツ・ADSL モア 40 フレッツ・ADSL モア24 フレッツ・ADSL モア フレッツ ADSL 1.5Mプラン フレッツ ADSL 8Mプラン	フレッツシリーズ対応回線を通じて、固定16個のIPアドレスを顧客設備等に配布するインターネット接続サービスです。 (実際にサーバ・ネットワーク機器に割当て可能なIPアドレスは14個)

2. サービス時間

毎日 0時～24時とします。また、当社の設備の保守等の都合で事前通知の上、運休することがあります。

【別表2】

固定IPインターネット接続サービスの料金

注. いずれもフレッツシリーズ対応回線にかかるとするNTT西日本に支払う料金は含みません。

・初期費用

(税別)

フレッツ光ネクスト-F-IP1 (法人) フレッツ光ネクスト-M-IP1 (法人) フレッツ光ネクスト準-F-IP1 (法人) フレッツ光ネクスト準-M-IP1 (法人) フレッツ光ライト-F-IP1 (法人) フレッツ光ライト-M-IP1 (法人)	7,000円
フレッツ光ネクスト-F-IP8 (法人) フレッツ光ネクスト-F-IP16 (法人) フレッツ光ネクスト-F-IP32 (法人) フレッツ光ネクスト-M-IP8 (法人) フレッツ光ネクスト-M-IP16 (法人) フレッツ光ネクスト-M-IP32 (法人) フレッツ光ネクスト準-F-IP8 (法人) フレッツ光ネクスト準-F-IP16 (法人) フレッツ光ネクスト準-F-IP32 (法人) フレッツ光ネクスト準-M-IP8 (法人) フレッツ光ネクスト準-M-IP16 (法人) フレッツ光ネクスト準-M-IP32 (法人)	15,000円
フレッツ ISDN-IP8 (法人) フレッツ ISDN-IP16 (法人) フレッツ ADSL-IP8 (法人) フレッツ ADSL-IP16 (法人)	30,000円
フレッツ ISDN-IP1 (法人) フレッツ ADSL-IP1 (法人)	2,800円

注. IPアドレスの取得代行費およびDNSセカンダリ設定費用を含みます。

・契約メニューの変更(IPアドレス数の変更)に伴う費用

1契約ごと変更時

(税別)

変更手数料	15,000円
-------	---------

・月額料金

サービスの種類	月額利用料 (税別)
フレッツ光ネクスト-F-IP1(法人) フレッツ光ネクスト-M-IP1(法人) フレッツ光ネクスト隼-F-IP1(法人) フレッツ光ネクスト隼-M-IP1(法人) フレッツ光ライト-F-IP1(法人) フレッツ光ライト-M-IP1(法人)	7,000円
フレッツ光ネクスト-F-IP8(法人) フレッツ光ネクスト-M-IP8(法人)	15,000円
フレッツ光ネクスト隼-F-IP8(法人) フレッツ光ネクスト隼-M-IP8(法人)	17,000円
フレッツ光ネクスト-F-IP16(法人) フレッツ光ネクスト-M-IP16(法人)	21,500円
フレッツ光ネクスト隼-F-IP16(法人) フレッツ光ネクスト隼-M-IP16(法人)	25,500円
フレッツ光ネクスト-F-IP32(法人) フレッツ光ネクスト-M-IP32(法人)	33,500円
フレッツ光ネクスト隼-F-IP32(法人) フレッツ光ネクスト隼-M-IP32(法人)	39,500円
フレッツ ISDN-IP1(法人) フレッツ ADSL-IP1(法人)	4,500円
フレッツ ISDN-IP8(法人) フレッツ ADSL-IP8(法人)	11,000円
フレッツ ISDN-IP16(法人) フレッツ ADSL-IP16(法人)	20,000円

注. ・DNS セカンダリ運用費用を含みます。

・ドメイン名1個の維持管理料を含みます。(IP1除く)